

ペットフードの安全基準

◆ペットフードの安全を確保するため、科学的知見等を踏まえ、以下の安全基準が設定されています。

成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分類	物質等	上限値 (μg/g) (注)	
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02	
	デオキシニバレノール	2 (犬用), 1 (猫用)	
重金属等	カドミウム	1	
	鉛	3	
	(2021年9月30日まで)	砒素	15
	(2021年10月1日から)	無機砒素	2 (無機砒素 (Ⅲ) 及び無機砒素 (Ⅴ) の合計量)
有機塩素系化合物	BHC	0.01 (α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及びδ-BHCの合計量)	
	DDT	0.1 (DDD及びDDEを含む。)	
	アルドリン・ディルドリン	0.01 (合計量)	
	エンドリン	0.01	
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01 (合計量)	
農薬	クロルピリホスメチル	10	
	ピリミホスメチル	2	
	マラチオン	10	
	メタミドホス	0.2	
	グリホサート	15	
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用は、エトキシキン75 μg/g以下	
	亜硝酸ナトリウム	100	
その他	メラミン	2.5	

(注)水分量10%の場合の上限值。添加物の単位はg/t

製造方法の基準

ペットフードの製造にあたっては、以下の基準を満たす必要があります。

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

【安全基準の見直し】

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。